

あん どう つぎ お
安 藤 次 男

学位の種類 法 学 博 士
学位記番号 法 第 23 号
学位授与年月日 昭和 5 5 年 5 月 2 1 日
学位授与の要件 学位規則第 5 条第 2 項該当

学位論文題目 英米契約法における履行不能の効果

論文審査委員 (主査)
教授 広 中 俊 雄 教授 望 月 礼二郎
教授 太 田 知行

論 文 内 容 の 要 旨

1. 本論文はつぎの 3 章から成る。

第 1 章 序

第 2 章 履行期の到来していない未履行債務の消滅

第 3 章 すでに履行された給付の返還および履行期の到来している債務の運命

2. 第 1 章では、論述を進めるについての基本的姿勢の説明のあと、扱われる問題の範囲が日本民法との対比において説明される。日本民法で危険負担の問題とよばれているものは、英米法では、動産売買および不動産売買において物が滅失毀損した場合における「損失の危険」の問題と、それ以外の場合における「履行不能の効果」の問題とに分かれるが、本論文は後者をとりあげるものであるとされる。

第 2 章では、履行期の到来していない未履行債務の消滅という法的効果においてイギリス法とアメリカ法とは一致するが両法でその法的構成は異なるということが、明らかにされる。イギリス法では、履行不能が契約自体を失効させ両当事者の免責をもたらすと構成される（もっとも例外的見解がないわけではない）のに対し、アメリカ法では、履行不能は当該債務を消滅させるだけで他方の債務の消滅は「約因の不成就」によるものと構成される（ただし「約因の不成就」という構成には批判もある）ということの説明のなかで、

「約因の不成就」なるものについての詳細な説明がなされている。

第3章では、すでに履行された給付の返還および履行期の到来している債務の運命に関し、イギリス法とアメリカ法とが、その差異を明らかにする形で説明される。イギリス法については、既払代金の返還および履行期の到来した未払代金債務の運命に関する判例の変遷ならびに金銭以外の一部給付による利得の返還に関するルールとしての「不可分契約のルール」の形成・確立の過程およびそれに対する例外の発展ないし立法的小修正が跡づけられ、伏在する問題が明らかにされたのち、両者を通じて問題の立法的解決を図った1943年の制定法が説明されている。アメリカ法については、イギリスにおけるよりも柔軟な問題処理がなされてきたことが明らかにされ、同法上つとに発展をみた準契約の構成に関する説明および判例の指向した法的保護の多角的な説明がなされている。

論文審査結果の要旨

本論文は、その扱った問題領域に関する英米法の紹介として学界に大きく寄与したものと言うことができるが、同時にまた、日本民法の解釈に対しても種々の示唆を与える（契約法についてのみならず不当利得法についても）という意味において少なからぬ価値を有していると言うことができる。本論文がそのような業績として評価されうるものとなったのは、提出者が法的構成と法的保護との二つの視角を用意して問題の解明に臨んだことによると言える。この態度は、関連問題（裁判所の広汎な裁量を認めることの是非をめぐる議論や保険制度との関連など）にも目をくばる広い問題関心に支えられて、本論文を実り豊かなものにした。

以上により、本論文提出者は法学博士の学位を授与されるにあたいするものと認める。